

公益財団法人しまね国際センター 令和5年度事業計画

基本方針

しまね国際センターは、「多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与する」ことを設立の目的とし、「多文化共生の地域づくり」と「国際交流・協力」を2つの大きな柱として、その実現に向けた事業を展開している。

「多文化共生の地域づくり」は、外国住民を一時的な滞在者ではなく地域の生活者にとらえ、国籍や民族などの異なる県民が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会の実現を目指し取組を進めている。

「国際交流・協力」も、多文化共生の理念に基づき、地域住民の国際理解の推進や国際的な人材育成のみならず、交流・協力を通して相互理解を深めることとしている。

こうした中、ここ10年来、全国的に外国住民は増加の一途をたどっている。本県においてその傾向は一層顕著であり、外国住民を含むすべての県民からの期待は、質・量ともに年々高まっており、求められるニーズも多様化・複雑化してきている。

さらに、近年、グローバル化、相互依存の高まり、地球規模の課題の顕在化など、社会経済情勢が大きく変化する中、「多文化共生の地域づくり」と「国際交流・協力」をそれぞれ独立した別のものとするのではなく、一体的に取組を進めることが求められている。

こうしたことから、令和5年度においては、より効果的に事業を推進するため、「交流・場づくり事業」「担い手育成事業」「相談・支援事業」「協働推進・助成顕彰事業」「広報・啓発事業」の5つの事業体系に整理・見直しを行い、「多文化共生の地域づくり」と「国際交流・協力」に関する事業を一体的に推進していく。

事業の実施に当たっては、県、市町村、学校、民間団体等との連携を一層緊密に図るとともに、県民の理解と協力を得ながら取り組む。

事業の概要

○公益目的事業Ⅰ

(多文化共生の地域づくり・国際交流・協力に関する事業)

1. 交流・場づくり事業 <関係づくり> 【R5 3,798千円 R4:4,160千円】

外国人住民と日本人住民との交流の場づくりや、外国青年等の受入れ・交流を通し、お互いの文化や生活習慣等を知り、多文化共生への関心を広げ、相互理解を深める。

(1) 外国人住民と日本人住民との交流事業

外国人住民と日本人住民の交流や情報交換のできる場を提供し、相互に異文化の理解や多文化共生の大切さについて学習する。

ア SIC多文化ひろば【拡充】

外国人住民や、地域で様々な活動を行う団体などの協力により、外国人住民と交流するための言葉を学んだり、外国人住民の母国の文化に触れたりする講座や、音楽・スポーツ・クラフト・自然活動などを、外国人住民と日本人住民が共に体験する機会を設けることにより、日本人住民と外国人住民が気軽に触れ合い、つながりを形成することのできる場づくりを行う。

(ア) 親子のひろば

時 期 6月～2月

開催地 県内4カ所

内 容 親子向け外国文化を紹介する

(イ) 言葉のひろば

時 期 10月～3月

開催地 東部・西部各1カ所

内 容 県内外国人住民の母国の言葉や文化を学ぶ

(ウ) 体験のひろば

時 期 7月～9月

開催地 県内2カ所

内 容 音楽・スポーツ・クラフト・自然活動などを体験する

イ 外国人住民向け多文化共生イベント（県受託事業）

外国人住民が地域の文化や生活習慣を知り、日本人住民と相互理解を深め、地域での生活に溶け込めるよう、市町村と連携した多文化共生イベントを開催する。

時 期 10月～3月

開催地 県内3カ所

内 容 日本文化体験、島根の生活・習慣を知る講座など

(2) 青年交流事業

ア 北東アジア交流の翼 in しまね（県受託事業）

北東アジア地域の青年が島根県での交流プログラムを通して、各地域との相互理解を深め、友好交流の増進を図ることにより北東アジア地域の新しいネットワークづくりを行う。更にホスト県である島根県の青年に関してはプログラムの企画・運営への参加を通して国際理解を深め、責任感、実践力、国際性を備えたリーダーとして人材育成を図る。

時 期 6月～10月

開催地 県東部地域

対象者 18歳以上30歳以下の外国青年（中国、韓国、ロシア）14人程度、
日本青年7人程度

テーマ 未定

内 容 事前研修、交流プログラム、事後研修、報告会

(3) プログラムコーディネート事業（県受託事業）

一般財団法人自治体国際化協会が実施する外国青年招致事業（JETプログラム）により、県・市町村が招致する外国青年について、受入や配置に係るコーディネート、県内での研修プログラムの企画・運営、カウンセリングを行う。さらに、県国際交流員については、業務の調整も行う。

また、内閣府の青年国際交流事業、独立行政法人国際協力機構、民間団体等の国際交流や国際協力に関して連携・調整・支援等を行う。

2. 担い手育成事業 <担い手育成> 【R5 1,211千円 R4:936千円】

外国人住民を取り巻く課題や社会的なニーズに対応するために、主体性を発揮して支援活動を行おうとする地域住民に対して基礎的・専門的な研修等を行い、担い手を育成する。

(1) 担い手育成事業

ア 日本語パートナー（県受託事業）

SICにほんごコースで活動するボランティアの養成を行う。

(ア) 日本語パートナー入門講座

時 期 6月

開催地 県内1カ所

対象者 SICにほんごコースの活動に関心のある方

内 容 講義及び演習（多文化共生について、オリジナル教材を使った日本語指導法等）

(イ) スキルアップセミナー

時 期 10月～12月

開催地 ①オンライン

②5カ所程度

対象者 日本語パートナー及び地域日本語教室ボランティア等

内 容 ①講義

②クラス指導体験会（希望者のみ）

イ 子どもサポーター（CLAIR助成事業）

最近ニーズが増大、多様化しつつある外国にルーツをもつ子どもに対する日本語学習支援を推進するため、支援者不足が懸念される地域で養成講座を行う。

時 期 7月

開催地 出雲市、浜田市

対象者 外国にルーツをもつ子どもの支援に関心のある方

内 容 講義・演習（子どもに対する学習支援の方法について、実践方法について等）

ウ コミュニティ通訳ボランティア

コロナ禍によりコミュニティ通訳ボランティアの派遣件数が減少している中、活動機会が少なくなっている登録者のスキルアップ及びコロナ後を見据えた新規ボランティア養成を主な目的として、コミュニティ通訳ボランティア養成講座を実施する。また、コミュニティ通訳ボランティア登録者向けの勉強会を開催する。

(ア) 養成講座

時 期 9月
開催地 オンライン
対象者 コミュニティ通訳ボランティア、活動に関心のある方
内 容 講義及び演習（通訳の心構え、通訳技術の習得等）

(イ) 勉強会

時 期 12月
開催地 オンライン
対象者 コミュニティ通訳ボランティア
内 容 講義及び演習（外国人住民の生活に関わる各種制度、通訳技術のスキルアップ、登録者同士の情報交換等）

エ 災害時外国人サポーター（県受託事業）

外国人住民の災害に対する意識の向上と、災害時に外国人住民をサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村・民間団体・大学と連携し、防災研修会等の研修、実地訓練を行う。

養成研修

時 期 10月
開催地 東部・西部各1カ所
内 容 研修及び実地訓練

(参考)

登録ボランティア

・日本語パートナー（SICにほんごコース）	159人
・子どもサポーター	128人
・コミュニティ通訳ボランティア	63人
・災害時外国人サポーター	70人

計 420人

（令和4年12月末 合計420人）

3. 相談・支援事業 <相談・支援> 【R5 40,295千円 R4:38,197千円】

外国人住民が自立した社会生活が送れるよう多言語で各種相談に応じるとともに、外国人住民が社会参画する上での課題解決を図るため、行政・専門家・ボランティア等と連携して、様々な支援を行う。

(1) 生活情報提供・相談事業

多言語による各種の相談に対応し、必要に応じて専門機関の紹介等を行うほか、弁護士・臨床心理士による専門相談対応も行う。困難事例については、ケースワークを行い、相談から解決まで継続かつ一貫して支援する。行政窓口や各種相談窓口との連携強化も図る。また、出雲市等外国人住民が急速に増えている地域からの依頼に応じた出前相談を実施するほか、オンライン、SNSによる相談も実施する。

ア SNSによる生活情報提供（県受託事業）

ワンストップ型相談窓口寄せられる相談内容をもとに、外国人住民が必要としている情報を把握し、SNSを活用した効果的な情報発信を行う。

対応言語 やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

方 法 Facebook、Twitter

イ 相談窓口の開設（一部県受託事業）

(ア) ワンストップ型相談窓口 多言語相談Go-enしまね

対応言語 21言語（相談員と多言語コールセンターによる対応）

時 期 通年

方 法 電話（三者通話システム）、Skype、メール、SNS、来所、Zoom

(イ) 無料法律相談

対応言語 英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

時 期 月1回

開 催 地 松江市

(ウ) 出前相談

対応言語 英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

時 期 月1回程度

開 催 地 依頼のあった地域

※実施回数 2回（令和4年12月末現在）

ウ 外国人地域サポーター（県受託事業）

複雑化・深刻化する外国人相談事例に対応するため、外国人住民と行政等の橋渡し役として配置された「外国人地域サポーター」が活動を的確に行えるよう支援する。

地 域 数 外国人住民数が概ね200人以上の8市町

サポーター数 18団体・個人（8市に各1～3個人・団体）

内 容 連絡会議の開催、活動に対する支援

※サポーター配置状況 8市13団体・個人（うち外国人住民2人）
（令和4年12月末）

エ 外国人等短期宿舎提供

来県直後や帰国前にアパート等宿舎が確保されていない留学生をはじめとする居住支援の必要な外国人等に、しまね国際研修館を宿舎として短期間提供する。

（2）日本語学習支援事業

日本語学習機会の充実を図るとともに、日本語ボランティア教室や市町村・関係機関等と連携して、地域日本語教育の体制整備に向けた様々な取組を行う。

ア 外国人住民向け（県受託事業）

県内の外国人住民が、それぞれの日本語習得レベルに応じた、日常生活に必要な日本語を学習できる環境を整備する。

（ア）となりでにほんご

時 期 6月～3月

回 数 90分×10回講座×90組

開催地 県内全域

方 法 対面、オンライン

活動者 日本語パートナー

内 容 オリジナル教材による日本語習得の支援と地域への橋渡し

（イ）ネットでにほんご

a 基礎クラス

時 期 5月～3月

回 数 120分×12回×2期

方 法 オンライン

指導者 日本語教師

内 容 日常生活における簡単なコミュニケーションができるレベルの日本語習得の支援

b レベル別クラス

時 期 5月～3月

回 数 120分×20回×3クラス×2期

方 法 オンライン

指導者 日本語教師

内 容 自立した言語使用者になれることを目指し、段階的に日本語を習得できるように支援

(ウ) SICにほんごコース交流会

時 期 2月

参加者 日本語パートナー、学習者ほか

内 容 日本語による発表や意見交換

(エ) 日本語学習体制の整備

時 期 通年

内 容 総合調整会議の実施、市町村と連携した日本語ボランティア養成講座の実施

イ 外国人材受入企業・団体向け（一部県受託事業）

(ア) 職場でにほんご

時 期 随時

回 数 90分×12回講座

開催地 県内全域

指導者 日本語教師・日本語パートナー

内 容 企業が雇用する外国人従業員に対する生活と仕事のための日本語の指導（経費は企業負担）

(イ) 短期集中日本語研修

a 技能実習生への日本語研修

時 期 未定

対象者 技能実習生 未定

場 所 しまね国際研修館

b 外国語指導助手(ALT)への日本語研修

時 期 未定

対象者 新規および再任用ALT 未定

場 所 しまね国際研修館

ウ 日本語教室運営支援（県受託事業）

外国人住民の日本語学習の場となるだけでなく、多文化共生社会における地域の拠点となりうる日本語教室の運営活性化に向けた活動を支援する。

(ア) 日本語教室マップの作成：3,000部（6か国語併記）

言 語 日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

配布先 市町村住民登録窓口、出入国在留管理局等

(イ) ボランティア保険費用の補助

(ウ) 教材・運営方法等についての支援

a 島根県オリジナル教材の無償提供

b 日本語教室向け出前講座の実施

エ やさしい日本語の普及（県受託事業）

外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」を普及促進するための研修を実施する。

時 期 随時

開催地 15カ所程度

内 容 講義及び演習

（「やさしい日本語」の概要、言い換え・書き換えの方法等）

対象者 自治体職員、一般県民等

（3）外国ルーツの子どもの学習支援事業（CLAIR助成事業）

外国にルーツをもつ子どもには、学習言語の習得および受験勉強にハードルがある。外国にルーツをもつ中学生が学校の授業に参加し学力の定着を図るための学習支援や中学生及び学齢超過で来日した子どもが高校進学のための学習支援等を実施し、外国にルーツをもつ子どもの学習機会を確保する。

時 期 通年

開催地 県内

内 容 検討会、アンケート調査、学習支援等

（4）コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

外国人住民が、行政機関や学校・病院等の公共機関を利用する場合、日本語の能力の問題から意思疎通が十分できず、困難な状況が生じることがある。そのため、コミュニケーションが円滑に図られるよう、外国人住民・関係機関からの要請に基づきコミュニティ通訳ボランティアを派遣する。

主な派遣先 行政窓口、病院、学校等

※派遣件数 61件（令和4年12月末現在）

（前年同月 27件）

（5）外国人住民防災・災害時支援事業【新規】

災害時外国人住民は、災害に関する情報が入手できない、災害に関する日本語が分からないこと等により、弱い立場に置かれることが多い。災害時でも外国人住民が安心できるよう、島根県災害多言語支援センターを設置・運営すること、多言語情報を発信すること等により外国人住民を支援する。

（6）外国人留学生奨学金事業

留学生にとって日本の高い生活費は、勉学する上で大きな障壁となっており、経済的に厳しい状況にある。彼らの真摯な勉学への姿勢は多くの人の共感を得、彼らを支援しようと多くの寄附金が寄せられている。この寄附金に当財団の財源を加えて、奨学金を給付する。

ア しまね国際センター外国人留学生奨学金

対象者 県内の大学（大学院）、短大、高専4年次以上（専攻科含む）、
専修学校の専門課程等に在籍する私費留学生
（他の奨学金を受けていないこと）

奨学金 月額2万円（1年間交付）

人 数 10人程度

イ 寄附募集

時 期 通年（特に10月～2月）

内 容 奨学生の現況を添えて、県民一般に広く寄附を募る

4. 協働推進・助成顕彰事業 <協働・連携>

【R5 6,780千円 R4:3,660千円】

国際交流団体、市町村等と連携を図るとともに、民間団体が行う多文化共生の地域づくり、国際交流・協力活動を支援する。

(1) 協働推進事業

ア 海外ネットワーク

(ア) 海外移住者支援

南米の移住者の文化活動、教育指導・援助活動等に、県人会を通じて必要な経費の一部を助成するとともに各種情報の提供を行う。

南米移住者県人会への助成額

ブラジル	50万円	(200世帯	500人)
ペルー	5万円	(6世帯	10人)

(イ) 島根県海外移住家族会支援

県と連携を図り、島根県海外移住家族会事業を支援する。

家族会 正会員 55人

特別会員 5市4町、8団体、5個人(令和4年12月末現在)

(ウ) サンパウロ州カサパーバ市における環境教育推進事業終了後調査団派遣(JICA受託事業)【新規】

カサパーバ市での7年間にわたる事業は、令和3年6月に終了したが、令和4年8月には、市の環境教育推進法が成立した。良好な展開を続けている状況を調査し、更なる推進に向けたフォローアップ活動を行う。

時 期 9月(2週間程度)

場 所 ブラジル・サンパウロ州カサパーバ市

派遣者 3人(プロジェクト関係者)

イ 県内ネットワーク

(ア) 国際交流団体・市町村等連携会議

国際化推進・多文化共生活動を行う団体等と市町村が一堂に会し、意見交換する場を設け、協働事業等の促進を図る。(県との共催事業)

時 期 6月

開催地 松江市、浜田市

(イ) SICキャンパス【新規】

多文化共生や外国人支援、国際理解教育等に関心のある中高生や大学生に対して、フィールドワークの支援やインターンシップ受け入れなど、体験学習の機会を提供する。

時 期 随時

(2) 助成顕彰事業

ア 助成金交付

地域が国際化するためには、民間団体や住民が積極的に国際交流や多文化共生に関与することが必要である。そのため、住民主体の国際交流・協力や日本語教室など多文化共生に資する事業に対し、助成する。

助成額 1事業当たり上限20万円

補助率 2/3（但し、日本語教育事業については3/4）

団体数 20団体程度

申請 年1回（6月末締め切り）

イ 功労者顕彰

島根県の国際化に尽力し、また当センター事業に多大な貢献をするなど、その功績が特に顕著な個人・団体を顕彰する。

時期 6月

開催地 松江市・浜田市

5. 広報・啓発事業 <多文化共生の意識醸成>

【R5 819千円 R4:392千円】

広く県民に対して情報発信するとともに、多文化共生の意識醸成をはかり、裾野を拡大する。

外国人住民に対して地域で円滑に生活していくための様々な情報を提供する。また、日本人住民に対しては、外国人住民に対する理解と国籍や民族の違いを超えて外国人住民と共生する地域づくりの意義や大切さについて機関誌やイベントを通じて広報・啓発していく。

(1) 広報事業

外国人住民及び日本人住民に対してホームページ、SNSにより、生活情報やイベント情報等を多言語で提供するとともに、機関紙等により、多文化共生に関する情報や当センターの事業について周知する。

ア ホームページ

対応言語 日本語（ふりがな機能付き）、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

イ SNS

対応言語 日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

方 法 Facebook、Instagram、YouTube

ウ 機関誌「まいるすとんず」（年1回 2,000部）

地域住民向けに、国際理解や多文化共生の意義や大切さについて広報する。

配布先 市町村、県内公共施設、大学、賛助会員、ボランティア登録者、県内国際交流団体等

エ 「SIC応援団ニュース」（賛助会員向け 隔月 250部）

(2) 啓発事業

講師派遣やイベント出展等を通じて、多文化共生の意義や必要性について県民の理解を促す。

ア 講師派遣

多文化共生の意義や実践方法等について、各種団体の要請を受けて講師を派遣する。

時 期 随時

対象者 自治体職員、人権擁護委員、教職員、学生、一般県民等

※実施件数 18件（令和4年12月末現在）

イ イベント出展

時 期 8月～12月

候 補 多文化どんぶり、海遊祭、人権フェスティバル

ウ 多文化リソースの提供

(ア) 図書の貸出

(イ) 国旗・卓上旗等の貸出

外国国旗等の保有状況（国連旗等含む。令和4年12月末現在）

<本 所>

国 旗	94カ国	233枚	卓上旗	88カ国	196枚
民族衣装	9カ国	23着			

○法人会計

1. 会議の開催

(1) 理事会・評議員会	年3回	開催地	松江市
--------------	-----	-----	-----

2. 会議、研修会への参加

(1) 地域国際化協会連絡協議会総会	年1回	開催地	東京都
(2) 中国・四国地域国際化協会連絡会議	年1回	開催地	広島市
(3) 地域国際化協会職員国内研修	年2回	開催地	東京都

3. 組織体制等の検討

多文化共生業務の増加に伴い、財団体制の充実について、体制の在り方と並行して、事務所の立地についても具体的な検討を継続する。